



理容業・美容業 営業の手引き

- 1 開設までの流れ
- 2 理容所・美容所に関する届出
- 3 理容所・美容所の構造設備の基準
- 4 衛生管理の基準
- 5 器具等の消毒方法
- 6 出張理容・出張美容について
- 7 よくある質問と回答



八戸市マスコットキャラクター
いかずきんズ



八戸市保健所



1. 開設までの流れ



事前相談

理容所・美容所を始めるには、構造設備や資格要件などの基準を満たしている必要があります。

※不明な点がある場合には、工事着工前に保健所へご相談下さい。



開設届

開設届と手数料をお持ちのうえ、保健所衛生課窓口までお越し下さい。

※審査に時間を要しますので、開業予定の2週間前を目途に届出して下さい。



施設検査

営業を開始する前に、保健所の職員が、構造設備の検査を行います。

※基準を満たしていない場合には、営業開始できませんので、ご注意ください。



確認済証 交付

検査の結果、構造設備の基準を満たしている場合は検査確認済証を発行します。

※検査確認済証の発行には、検査後数日かかります。



開 業

衛生基準を守って営業しましょう。

※店舗の移転、同一性が認められないような大幅な変更の場合には、新規の届出が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。



2. 理容所・美容所に関する届出

(1) 理容所・美容所を開設するとき

届出が必要なとき	・理容所又は美容所を開設するとき ・同一性が認められないような大幅な変更をするとき
届出書	開設届出書
手数料	16,000円 ※窓口での現金払い
添付書類	① 施設平面図（4ページの例を参考に、待合所、窓、換気扇、洗髪設備、器具洗い場、消毒設備、格納設備等を明示してください（手書きで可））
	② 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
	③ 開設者が外国人の場合は、住民票の写し ※住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの
	④ 理容師・美容師の免許証の写し ※照合のため、原本をご持参ください。
	⑤ 管理理容師・管理美容師の講習会修了証書の写し ※照合のため、原本をご持参ください。
	⑥ 理容師・美容師の健康診断書 ※結核、皮膚疾患の疾病の有無に関する医師の診断書

(2) 届出事項に変更を生じたとき

届出が必要なとき	次の変更があったときは、変更届の提出が必要です。 ① 理容所・美容所の名称、電話番号の変更 ② 開設者の氏名、住所、電話番号の変更 （開設者が法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名、電話番号） ③ 理容師・美容師の変更（雇用、退職、異動など） ④ 理容師・美容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無の変更 ⑤ 管理理容師・管理美容師の変更 ⑥ 管理理容師・管理美容師の住所の変更 ⑦ 理容所・美容所の構造及び設備の変更
届出書	変更届出書
提出期限	変更後速やかに
添付書類	① 開設者（法人）に係る事項の変更の場合 登記事項証明書
	② 理容師・美容師の変更の場合 ・理容師・美容師の免許証の写し（確認のため原本提示） ・理容師・美容師の健康診断書の写し （結核、皮膚疾患の疾病の有無に関する医師の診断書）
	③ 管理理容師・管理美容師の変更場合 管理理容師・管理美容師の講習会修了証書の写し（確認のため原本提示）
	④ 理容所・美容所の構造及び設備の変更の場合 変更があった部分がわかる書類（平面図等）

(3) 理容所又は美容所を承継したとき

届出が必要なとき	事業譲渡、相続、法人の合併、法人の分割のいずれかにより、理容所又は美容所を承継したとき
届出書	承継届出書
提出期限	承継後遅滞なく
添付書類	① 事業譲渡の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類（事業譲渡契約書の写しなど）
	② 相続の場合 ・戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係がわかるもの） ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書
	③ 法人の合併の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の登記事項証明書
	④ 法人の分割の場合 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(4) 理容所又は美容所をやめるとき

届出が必要なとき	理容所又は美容所をやめるとき
届出書	廃止届出書
提出期限	廃止後速やかに

【提出先】

八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ
〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号
※変更届、承継届、廃止届は郵送でも受け付けています。

届出書はこちらから
ダウンロードできます



【届出書の書き方についての留意事項】

- ・理容師・美容師について、免許証に記載されている姓と、現在の姓が異なる場合には、氏名記載欄に現姓と旧姓を併記してください（例 ○○（旧姓△△））。

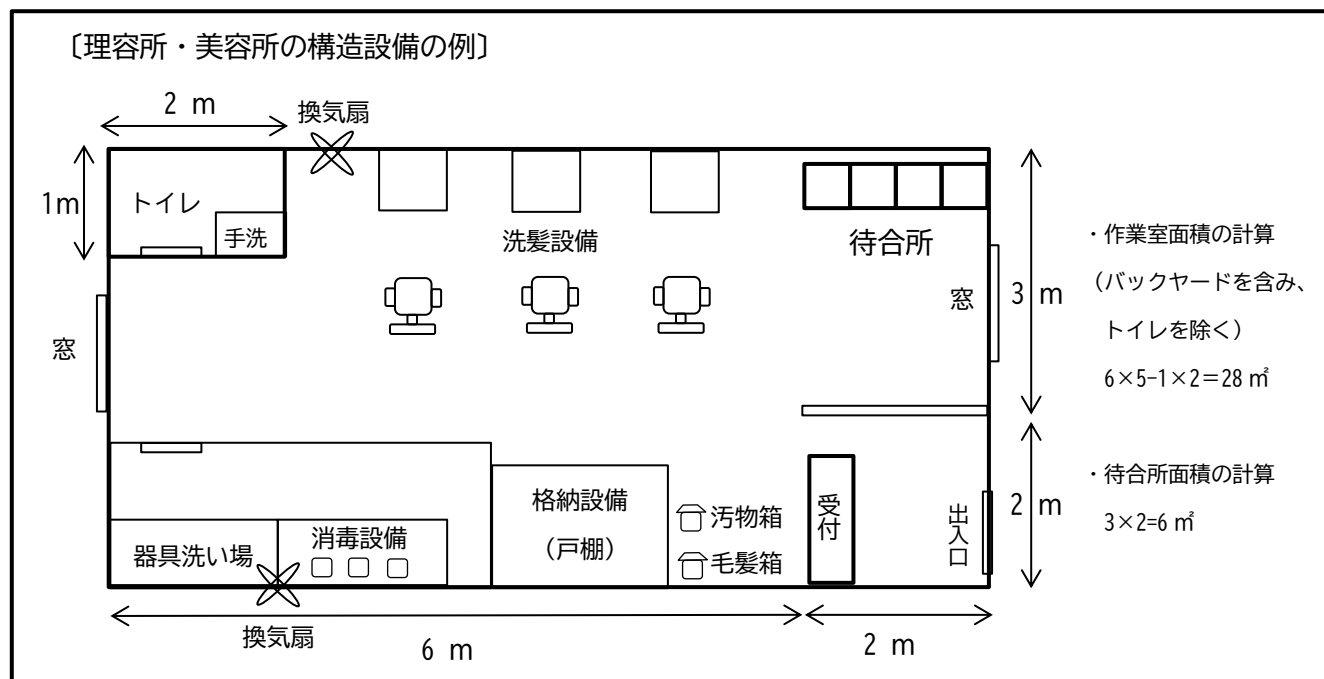
【添付書類についての留意事項】

- ・法人の登記事項証明書は、発行後6か月以内のものを添付してください。
- ・戸籍謄本は、発行後6か月以内のものを添付してください。
- ・理容師・美容師の健康診断書は、発行後3か月以内のものを添付してください。

【理容師免許、美容師免許について】

- ・理容師又は美容師は、本籍地都道府県又は氏名（姓）を変更したときは、30日以内に理容師名簿又は美容師名簿の訂正申請をしなければなりません（免許証の書き換えは任意です）。
- ・理容師又は美容師が死亡したときは、戸籍法による届出義務者が、30日以内に名簿の登録の削除を申請しなければなりません。
- ・名簿訂正や免許証の書き換え交付の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センターです。

3. 理容所・美容所の構造設備の基準



項 目	内 容	チェック
作業室	- 作業室の広さは、9.9 m^2 以上であること。 - 作業室の広さに応じて適当な待合所を設けること。 - 作業室の床・腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用すること。 ※作業室は、居住空間や休憩室と隔壁等により完全に区分されていることが望ましい。	☐
洗い場	作業室内に「洗髪設備」と「従業者の手洗いや器具洗浄のための洗い場」を設けること。これら設備は、流水設備とするとともに、適切な排水設備を設けること。 ※頭髪に係る作業をしない場合その他特別な事情がある場合には、特例により「洗髪設備」を設けないことができる。 ※洗い場には、給湯設備を設けることが望ましい。 ※トイレには、専用の手洗設備を設けることが望ましい。	☐
消毒設備	理容師法、美容師法に規定する消毒方法により器具を消毒することができる消毒設備（計量器、消毒液を浸すための容器等）を設けること。	☐
格納設備	消毒済の器具・タオル類と未消毒の器具・タオル等とを区分して保管する容器等を設け、それぞれの容器等にはその旨を表示すること。 ※消毒済の容器は、蓋付きが望ましい。また、棚を使って保管する場合には、扉を設けるなど、衛生的に保管できるようにすること。	☐
採光・照明 換気設備	- 採光、照明及び換気を十分に確保すること。 - 作業室は 100 ルクス 以上の照度とすること（300 ルクス 以上が望ましい）。	☐
毛髪箱・汚物箱	ふた付きの毛髪箱及び汚物箱を設けること。	☐
その他	外傷に対する応急措置に必要な医薬品・衛生材料を常備すること。	☐

4. 衛生管理の基準



項 目	内 容
施設の清潔	- 施設は、整理整頓し、1日1回以上清掃すること。 - 洗髪設備は、常に洗浄・清掃し、清潔に保つこと。 - 器具、タオルの保管場所は、週1回以上清掃し、清潔に保つこと。 - 毛髪等の廃棄物は、作業の都度、蓋付きの毛髪箱又は汚物箱に収集すること。
空気環境	- 一酸化炭素は10ppm以下、二酸化炭素は1000ppm以下が望ましい。 - 温度は17～28℃、相対湿度は40～70%が望ましい。 - 開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保すること。
作業の清潔	- 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。 - 客用の被布は、使用目的に応じて区分し、清潔なものを使用すること。 (白色その他の目立ちやすい色が望ましい)。 - 手指のつめは、常に短くしておくこと。 - 客1人ごと作業を行う前に手指を消毒すること。 - 皮膚に接するタオルや紙片(ネックペーパー等)は、客1人ごとに取換え、清潔に保つこと。 - 皮膚に接する器具は、客1人ごとに消毒し、清潔に保つこと。 - 顔そりや化粧などの顔面作業の際は、清潔なマスクを着用すること。
器具等の 洗浄・消毒	- 皮膚に接する器具は、理(美)容師法に規定する消毒方法により消毒すること (シェービングカップなど間接的に皮膚に接触する器具も同様)。 - タオルは、消毒後に洗濯することが望ましい。 - 消毒済の器具等と未消毒の器具等とを区分して容器等に保管すること。
管 理	- 医薬部外品、化粧品等は、安全衛生に十分留意し、適正に管理・使用すること。 - 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、従業員の健康管理に注意すること。

【シザーケースについて】

シザーケースは、間接的に皮膚に接するため消毒が必要ですが、器具を収納する部分が細い筒状で、革の裏側は細かな繊維の集合体であり、確実な消毒が難しいとされています。

そのため、施術中に器具を消毒せずにシザーケースに収納し、又はシザーケースから取り出した器具を消毒せずに使用すると、シザーケースを介して感染症が広がるおそれがあります。

したがって、シザーケースの使用に当たっては、材質や構造等を踏まえて、十分な衛生措置を講じてください。衛生措置としては、次の方法が考えられます。

- ・ 施術中、シザーケースから器具を取り出すときには消毒してから使用し、使用した器具をシザーケースに戻すときには消毒してから収納する。
- ・ シザーケースから取り出して使用した器具は、シザーケースに収納せずに専用台等に置き、施術終了後に消毒したうえでシザーケースに収納する。

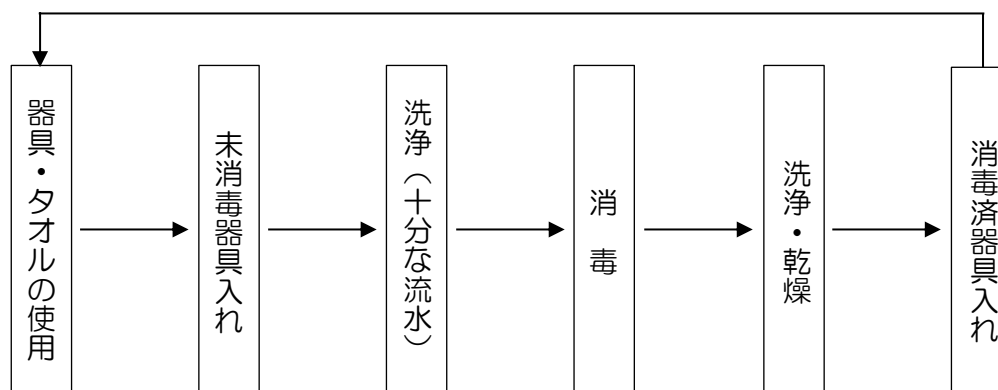
【まつ毛パーマについて】

医薬部外品である「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使用することは、医薬品医療機器等法に基づく承認内容を逸脱した目的外使用となりますので、「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使用しないでください。

5. 器具等の消毒方法



(1) 消毒の手順



(2) 器具の消毒方法

皮膚に接して用いる器具は、理容師法又は美容師法に規定する方法により消毒しなければなりません。また、シェービングカップなど間接的に皮膚に接触する器具も、これと同様に消毒する必要があります。

- A かみそり（頭髪を切断する用途に使用されるものを除く）、血液が付着している器具、血液が付着しているおそれがある器具

次のいずれかの方法で消毒すること。

項 目	消毒方法
煮沸	沸騰後、2分間以上煮沸
エタノール	76.9%～81.4%の水溶液中に 10 分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上の水溶液中に 10 分間以上浸す

※皮膚に接する方法で使用したバリカンの刃先も A の方法で消毒しましょう。

- B かみそり以外で、血液が付着した疑いのない器具

上記 A の方法に加え、次のいずれかの方法で消毒すること。

項 目	消毒方法
紫外線	85 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を 20 分間以上照射
蒸気	80℃を超える湿熱に 10 分間以上触れさせる
エタノール	76.9%から 81.4%の水溶液を含ませた綿又はガーゼで器具の表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01%の水溶液中に 10 分間以上浸す
逆性せっけん	0.1%の水溶液中に 10 分間以上浸す
グルコン酸カリウム	0.05%の水溶液中に 10 分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1%の水溶液中に 10 分間以上浸す

※消毒薬は、医薬品を使用しましょう。消毒薬の使用期限に注意しましょう。

(3) タオルの消毒

タオルは、0.01%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液（薄めたハイター）に 10 分程度浸して消毒してから、洗濯しましょう。

6. 出張理容・出張美容について



(1) 理容所・美容所以外で理容・美容行為ができる場合

理容師法及び美容師法では、理容所・美容所以外の場所で理容・美容の業を行うことを原則禁止していますが、次の場合に限り、理容所・美容所以外の場所で施術することが認められています。

- ① 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない人に理容・美容を行う場合
- ② 婚礼その他の儀式に参列する人にその儀式の直前に理容・美容を行う場合
(結婚式のリハーサルにおけるヘアメイクや事前の写真撮影でのヘアメイク、挙式をせず記念撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクは出張美容の対象外であり、いずれも美容所でなければできません。)
- ③ 社会福祉施設に入所中の人に理容・美容を行う場合
- ④ 警察署等に拘禁中の人に理容・美容を行う場合

(2) 出張理容・出張美容の届出

出張理容・出張美容をするときは、事前に「理容・美容の出張業務届出書」を提出してください。届出の有効期間は1年間ですので、継続する場合は、忘れずに届出してください。

(3) 出張理容・出張美容における衛生対策

理容所・美容所とは作業環境が異なりますので、より一層、衛生管理に注意しましょう。

○ 持ち物

- ☐ 洗浄・消毒済の理美容器具（ハサミ、くし、かみそり、替え刃など）
- ☐ 洗浄・消毒済のタオル類（人数分）
- ☐ 使用前と使用後の理美容器具やタオルを区別して収納できる容器
- ☐ 出張先で理美容器具の消毒を行う場合には、消毒薬や消毒用器材
- ☐ 手洗い用の石鹸・消毒薬
- ☐ 救急箱（絆創膏、消毒薬）
- ☐ 毛髪を清掃する道具と、毛髪用のごみ袋など
- ☐ 清潔な作業着、マスク



○ 衛生措置

- ・作業スペースは、明るく換気のよい場所を選びましょう。
- ・作業スペースは、タイルや板張りなど清掃しやすい場所を選びましょう。やむを得ず清掃しにくい場所で作業する場合には、ブルーシートなどを敷きましょう。
- ・理美容器具は、客1人ごと消毒した清潔なものを使いましょう。
(理容師法又は美容師法に定める方法で消毒します)
- ・タオルは、客1人ごとに取り換えましょう。
- ・感染症の疑いがある方などに理美容行為を行う場合は、マスクや手袋などをして作業し、作業終了後には使用した器具を厳重に消毒しましょう。
- ・毛髪は、客1人ごとに清掃しましょう。
- ・作業後は、清掃し、清潔を保ちましょう。
- ・従事者が複数の場合には、管理理容師・管理美容師の資格を有する方が管理しましょう。

7. よくある質問と回答

Q1 理容師・美容師は、他の店舗と兼務できますか。

A1 理容師・美容師は、複数の店舗で兼務できます。兼務する店舗で、それぞれ理容師・美容師の届出をしてください。

Q2 管理理容師・管理美容師は、他の店舗と兼任できますか。

A2 同一人が複数の店舗の管理理容師・管理美容師を兼任することはできません。

Q3 理容所と美容所で作業室を共用できますか。

A3 理容所と美容所の作業室は、従事する方が理容師と美容師の両方の免許を持っている場合のみ共用可能です。

Q4 理容所と美容所を同じ建物で併設する場合、共用できる施設はありますか。

また、併設する場合の注意点はありますか。

A4 出入口、待合所、トイレ、廊下、受付は、公衆衛生上問題がなければ共用することができます。

また、併設する場合の注意点は、次のとおりです。

- ・作業室は、隔壁等で明確に区画し、物理的往来を不可能にする構造としてください。
- ・理容・美容を明確に表示し、利用者及び従業者が混同しないようにしてください。

Q5 作業室と待合所はパーテーションなどで区分する必要はありますか。

A5 作業室と待合所の仕切りは不要です。

Q6 個人で理（美）容所を開設していましたが、法人化した場合の手続きを教えてください。

A6 次の2つの方法があります。法人で開設していたのを個人に変える場合も同様です。

① 理（美）容所の営業を個人から法人に譲渡し、承継届（事業譲渡）を届け出る方法

※営業の譲渡が行われたことを証する書類（事業譲渡契約書の写しなど）が必要です。

② 個人で営業していた理（美）容所を廃止し、法人で新規に理（美）容所を開設する方法